

# 意見聴取等の進め方について

---

平成24年10月25日  
四国地方整備局



## 1. 意見聴取の実施について（案）

### (1) 意見聴取対象

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に示されている検討結果の報告書（素案）（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、関係者の意見を聴く予定。

### (2) 意見を聴く者と意見聴取方法

#### ①学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、渡川水系中筋川河川整備計画の策定の際に意見を聴いた学識経験を有する者の意見を聴く予定。（別添1）

#### ②関係住民

河川法第16条の2等に準じて、四万十市内にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。（別添2）

#### ③関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、横瀬川ダム建設事業に関する高知県知事の意見<sup>※1</sup>を聴く予定。<sup>※2</sup>

#### ④関係利水者

横瀬川ダム建設事業に関する利水参画者の意見を聴く予定。

- ・水道に係るダム使用権設定予定者  
（四万十市水道事業管理者）

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」  
（河川法施行令第10条の4）

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①、②、④の状況について報告した上で意見を聴く予定。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について（概要）

1. 概要

渡川水系中筋川河川整備計画策定時に意見聴取を行った学識経験を有する者から意見を聴く予定です。

2. 意見聴取対象

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

3. 開催日時

平成24年●●月●●日（●）●●時●●分～

4. 開催場所

四万十市内（予定）

5. 公開等

- ・会議は公開。
- ・カメラ撮りは冒頭部分のみ可。
- ・報道機関の方以外で希望される方は傍聴可。

6. 意見を聴く学識経験を有する者

いまい よしひこ  
今井 嘉彦

高知大学 名誉教授

おおとし くにお  
大年 邦雄

高知大学農学部流域環境工学 教授

おかやま しずお  
岡山 静夫

四万十川中央漁業協同組合 組合長

きのした いずみ  
木下 泉

高知大学総合研究センター 教授

さとう こういち  
佐藤 晃一

愛媛大学 名誉教授

たむら あきら  
田村 章

宿毛商工会議所 会頭

にしうち あきお  
西内 燦夫

四万十川流域住民ネットワーク 代表世話人

ふくなが のぶゆき  
福永 信之

ネイチャーとさ 代表

(五十音順 敬称略)

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
関係住民からの意見を聴く場について

平成24年●●月●●日  
国土交通省四国地方整備局

国土交通省四国地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により関係住民の皆様からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）を開催いたします。また、報告書（素案）の内容について理解を深めていただくために説明会を開催いたします。

1. 意見聴取対象

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」という。）

2. 意見聴取対象者

中筋川流域に在住の方

3. 意見聴取方法

意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表していただく機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて行います。

4. 報告書（素案）説明会

報告書（素案）の内容について理解を深めていただくため、以下により、説明会を開催します。なお、説明会の参加の有無に関わらず意見を述べることが可能です。

※報告書（素案）は、会場において50部準備しています。先着順にてお渡しします。

開催日時：平成24年●●月●●日（●）●●時から

（受付開始●●時●●分）

開催場所：●●●●●

5. 意見を聴く場への応募方法

(1) 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、「別紙-1 留意事項」を確認した上で、「別紙-2 応募用紙」に報告書（素案）に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「応募用紙」の入手方法

①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou\\_yokosegawa/bosyu2.html](http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/bosyu2.html)

## ②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

### (3) 「応募用紙」の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見を聴く場への応募」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yokosegawadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見を聴く場への応募」と明記してください。)

提出期限：平成24年●●月●●日(●) 17時必着

### (4) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

開催日時：平成24年●●月●●日(●) ●●時から(予定)

(受付開始●●時●●分)

開催場所：●●●●●

意見発表の応募者が多数の場合は、意見を聴く場の開催を複数日で行うことがあります。また、開催時間については、意見発表の応募者数により決定します。決定した開催日時については、平成24年●●月●●日(●)に記者発表を行うとともに、発表者へ個別に連絡します。

## 6. 紙面による意見提出方法

### (1) 意見提出方法

報告書(素案)に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙-3 意見提出様式」に報告書(素案)に対するご意見等を記載の上、提出してください。

### (2) 「意見提出用紙」の入手方法

#### ①インターネットによる入手

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyuu\\_yokosegawa/bosyu2.html](http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyuu_yokosegawa/bosyu2.html)

#### ②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において配布。

### (3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

①郵送の場合：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課

②FAXの場合：087-811-8417

③電子メールの場合：yokosegawadam-shikoku@skr.mlit.go.jp

(件名に、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見」と明記してください。)

提出期限：平成24年●●月●●日(●)

## 7. 資料の閲覧又は入手方法

### ①インターネットによる閲覧(資料の入手)

国土交通省四国地方整備局ホームページをご覧下さい。

[http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou\\_yokosegawa/bosyu2.html](http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyou_yokosegawa/bosyu2.html)

②資料の閲覧場所、応募用紙・意見提出用紙の入手場所

以下の場所において、資料の閲覧、応募用紙・意見提出用紙の入手が可能です。

(ただし土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで閲覧が可能)

- 国土交通省四国地方整備局 河川計画課 (香川県高松市サンポート3-33)
- 国土交通省中村河川国道事務所 1階ロビー (高知県四万十市右山2033-14)
- 国土交通省中村河川国道事務所四万十川出張所  
(高知県四万十市山路カウカ峯山1629-2)
- 国土交通省中筋川総合開発工事事務所 調査・品質確保課  
(高知県宿毛市平田町戸内1692-1)
- 国土交通省中筋川総合開発工事事務所 中筋川ダム管理庁舎  
(高知県宿毛市平田町黒川櫛ヶ崎山5312-48)
- 高知県庁土木部 河川課 (高知県丸の内1丁目2-20)
- 高知県幡多土木事務所 (高知県四万十市古津賀4丁目61番地)
- 高知県幡多土木事務所 宿毛事務所 (高知県宿毛市宿毛5342-7)
- 四万十市役所 建設課 (高知県四万十市中村大橋通4丁目10)
- 宿毛市役所 建設課 (高知県宿毛市桜町2-1)

## 「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する

### 関係住民からの意見を聴く場における発表にあたっての留意事項

- 1) 意見の発表は、お一人につき10分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いいたします。
- 2) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 3) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 4) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 5) 四国地方整備局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 6) 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- 7) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 8) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 9) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 10) 意見を聴く場の終了後、後日四国地方整備局から発言の内容や趣旨を確認させていただきます。

## 【応募様式】

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
関係住民からの意見を聴く場応募用紙

(受付番号： \_\_\_\_\_)

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

国土交通省四国地方整備局河川計画課

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に  
関する意見を聴く場への応募」事務局 宛

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたい  
ので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

## 【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないよう加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

検討報告書（素案）に対するご意見の概要

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名) 高知県	(市町まで)		
③電話番号	-	-	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)	代	⑤性別		
意見該当箇所	⑥ご意見の概要			
頁	※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。			
	-----			
	-----			
	-----			
その他	※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。			
	-----			



## 【意見提出様式】

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
意見提出用紙(受付番号： \_\_\_\_\_ )  
受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

## 【留意事項等】

1. 本応募用紙については、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、頂いた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
2. 意見聴取の内容、住所（市町まで）、年齢（10代別）、性別については、後日公表させていただきます。

## 検討報告書（素案）に対するご意見（1 / 2）

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名) 高知県	(市町まで)		
③電話番号	-	-	メールアドレス	
④年齢(10代, 20代等の10代別でかまいません)	代	⑤性別		
意見該当箇所				
頁	行	⑥ご意見 ※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400字以内で記載して下さい。		

検討報告書（素案）に対する意見（2 / 2）

意見該当箇所	
頁	行
	<p>⑥ ご意見 ※楷書横書きで、できるだけ各項目毎に400文字以内で記載して下さい。</p>
その他	<p>※検討報告書（素案）全体に対する意見について記載下さい。</p>